

長州出兵をめぐる政治情況：福岡藩の長州周旋活動 を中心として

梶原，良則

<https://doi.org/10.15017/1955681>

出版情報：史淵. 129, pp.39-63, 1992-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

長州出兵をめぐる政治情況

——福岡藩の長州周旋活動を中心として——

梶原良則

I はじめに

II 長州周旋の前提

III 長州周旋の経過

1 征長軍侵攻猶予

2 征長軍解兵

IV むすび

I はじめに

長州出兵に関する研究は、討幕と王政復古の過程として慶応期の第二次長州戦争をめぐる問題に関心が集まり、元治元年（一八六四）の第一次長州出兵をめぐる政治情況に関する研究は必ずしも十分とはいえない¹。しかし、慶応期

以降の政治情勢・幕藩権力の解体等を考える場合、その前提として元治期の長州出兵をめぐる朝廷・幕府・諸藩の關係は重大な意義を有すると考えられる。

元治期に関しては、萩藩元治内乱のなかに維新変革の政治主体として討幕派の成立を見いだす、田中彰・芝原拓自・井上勝男氏等の研究が存在するが、内乱の政治過程そのものについて論じたものは青山忠正氏の論考以外には見あたらない。^③青山氏の論考は、萩藩内部諸勢力の動向を中心に、長州出兵との關係から征長総督府ほか諸藩の動きをも視野にいれたもので注目に値する。

青山氏によつて、この時期の萩藩内部諸勢力の動きはほぼ押えられたが、これに大きな規定性を与えた征長総督府および征長に動員された諸藩の動向が充分解明されたとはいひ難い。従つて、長州出兵に関しいち早く行動を起こした福岡藩を中心に、^④鹿兒島藩・征長総督府・副総督府等の動向を、萩藩内部諸勢力の動きを念頭におきつつ検討したい。

また、この時期の政治情況を幕藩権力の解体という観点から精力的に研究を進めておられる小野正雄氏は、従来の幕末政治史研究における個人の行動を出身藩の行動として把握する傾向を批判して、藩の動向を藩議で決定された方針にもとづく藩の動き、つまり藩主の動きとして押さえることを提起された。^⑤この点、研究史との関連で基本的には小野氏の見解は首肯できるが、それだけで充分であるとは考えられない。この時期の福岡藩の動向を考えた場合、藩主の動きを押さえるだけでは充分に実態を把握できず、藩内尊攘派等諸勢力の動きを考慮する必要があると考える。この点も併せて検討したい。

II 長州周旋の前提

まず、研究史に導かれつつこの時期の政治状況を概観する。

文久期に入り京都で勢力を増した、萩藩を中心とする尊攘派が朝廷を左右するようになる。文久二年（一八六二）以降、朝廷の内勅が幕府を経由しないで直接諸藩に下るようになり、幕藩権力は分裂の危機に直面した。特に、幕府が文久三年五月十日を期して攘夷の実行を朝廷に約束したことから、攘夷の実行をめぐって、諸藩は速やかに攘夷を実行せよとする勅命と、当面武力衝突を回避せよとする台命のいずれに従うかという苦しい選択を迫られることになる。この時期諸藩においては、京都における尊攘派の隆盛を背景に、藩内尊攘派が大きく勢力を伸張させ、朝廷からの内勅と尊攘派の活動によって藩の動向が規制される事態が出現していた。⁶

このような、幕藩権力にとって容認しがたい事態を打開するため、文久三年八月十八日公武合体派による政変が実行に移され、萩藩を中心とする尊攘派勢力は京都から追放された。この政変によって、表面上は朝幕の意志統一による公武合体体制が確立され諸藩の安定が確保された。

一方、この体制下においても諸藩における尊攘派は、京都にかわって尊攘派の拠点となった長州の尊攘派勢力と連携することによって勢力の維持・拡大を目指していた。

従って、幕藩権力にとって残された課題は、国内的には公武合体体制を脅かす存在としての長州処分問題であり、福岡藩以下諸藩の周旋活動もこの点にあった。

これに対し、京都における勢力回復をはかろうとする萩藩は、元治元年（一八六四）七月十九日禁門の変をおこす。しかし、会津・薩摩を中心とする兵力に敗れ、朝幕より「朝敵」として厳しく処断すべしとの方針が示され、征長総督尾張徳川慶勝・副総督越前松平茂昭のもと西国二十一藩に長州出兵が命じられた。

時を同じくして、萩藩は攘夷実行の報復として、英仏米蘭四カ国連合艦隊に下関を砲撃占拠され、講和を結ぶことになる。

ここにおいて、萩藩はこれまで勢力拡大の根源であった尊王と攘夷という二つの大義名分を失い、十五万の征長軍に囲まれ、まさに存亡の危機に立たされることになった。⁷⁾

福岡藩においては、文久三年五月以降の危機的状況を打開するため、藩論を公武合体による攘夷の実行に確定し、鹿児島・熊本・佐賀等の諸藩に呼びかけ、九州諸藩の連合によつて公武合体をはかるという、周旋活動を展開していた。一方、藩内においては京都における尊攘派の隆盛を背景として尊攘派の動きが活発化し、朝廷よりの内勅・テロ活動等によつて勢力を拡大しつつあった。

八月十八日の政変以後、福岡藩も上京し、真の公武合体・長州への寛大な処分・薩長の和解による国内の統一を求めて周旋活動に尽力するが、思うような成果を上げることができなかった。この間、藩内尊攘派の活動は一段と活発になっており、京都にかわつて尊攘派の拠点となつた長州との連携を強め、テロによる保守派の排除、尊攘派公卿の迎え入れ等による藩論の転換・尊攘派政権の樹立を画策していた。

この時期福岡藩政を主導した藩政中枢部の構成を見てみると、第1表に示される通りである。このように、黒田播磨・大音因幡・矢野相模といった尊攘派・正義派⁸⁾の長老が大きな発言権を有するようになっていた。このことも、福岡藩が諸藩に先駆けて長州周旋活動を開始する要因となつたと考えられる。

このような状況の中で、禁門の変・長州出兵という事態が勃発し、福岡藩は長州周旋活動に乗り出していくことになる。周旋着手の要因としては、福岡藩が文久三年以来の公武周旋活動の不調から勢力挽回の機会を狙つていたこと、また、尊攘派にとつても窮地に陥つた長州救援を緊急の課題として藩庁へも働きかけを強めていたことが指摘できる。すなわち、両者の思惑が一致したことによる藩を挙げての長州周旋活動の開始であつた。⁹⁾

第1表 家老・用人一覧

氏名	資格	石高	元治1												党派
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
黒田播磨一豊	大老	16,205	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
黒田大和一道	同嫡子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久野治左衛門	中老	5,526	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野村東馬祐允	中老	5,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
浦上信義正質	中老	5,356	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
立花吉左衛門増徳	中老	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
吉田大牧秋年	中老	4,982	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
大音兵部厚運	中老	4,514	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
大音因幡厚剛	同隠居	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	■
立花(黒田)山城増熊	中老	4,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
郡正太夫道成	中老	4,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
毛利内記元英	中老	3,631	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢野安太夫幸衡	中老	3,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢野相模幸賢	同隠居	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
加藤司曹強成	中老	2,859	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
斎藤藏人定照	中老	2,549	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
吉田主馬利征	中老	2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
斎藤忠兵衛	中老	2,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林丹後直容	中老	2,230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
榎橋内膳祐寧	中老	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小川謙俊昌盛	中老	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
隅田清左衛門	中老	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
月成権太夫元敷	中老	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：——職分(家老) - - - -右筆所詰(用人) ●は慶応元年10月の勤王派処分対象者 ■は明治元年4月の保守派処分対象者
 『綱領』・『黒田三藩分限帳』より作成

III 長州周旋の経過

1 征長軍侵攻猶予

長州出兵をめぐる周旋活動は、その経過からみて二つの段階に分けて考えることができる。第一は、元治元年（一八六四）十一月十八日が長州総攻撃の期日と定められていたことから、とりあえず萩藩に謝罪恭順の態度表明とその証を提示させることによって、総攻撃の期日を延期させ征長軍の侵攻を猶予するための周旋活動であり。第二は、萩藩に朝廷・幕府・諸藩が納得するような謝罪恭順の実を挙げさせ、征長軍を解兵に導くための周旋活動であった。

長州追討令が発せられた翌日、元治元年八月十四日、福岡藩士喜多岡勇平は岩国に入り、萩藩側において対幕府周旋を委任されていた吉川家との会談を行った。その際喜多岡は、萩藩側に恭順の証があれば、文久三年（一八六三）以来周旋活動が続けてきた経緯もあり、福岡藩は周旋活動に尽力する用意がある旨申し入れた。¹⁰

これに対し、吉川家側は用人桂九郎兵衛を福岡に派遣し、萩藩藩主父子の謹慎表明を報ずるとともに、福岡藩に周旋活動への尽力を依頼した。¹¹

これをうけて、九月二日、福岡藩は長州周旋のため家老小川讚岐に上京を命じ、喜多岡を補佐役として随行させた。途中、喜多岡は吉川家との打ち合わせのため岩国に立ち寄り、吉川家に対し次のことを申し入れている。すなわち、福岡藩は周旋開始にあたって熊本・鹿児島他九州諸藩に周旋への協力を打診したこと。しかし、例えば熊本藩の場合、「肥後杯ニ而は、先達而京師暴拳之如きハ、中々舌頭ニも載られ不申次第付而、御周旋は不被成方可然杯申議論之由」というように、九州諸藩からは「朝敵」萩藩に対する周旋の賛意は得られず、福岡藩の周旋活動は困難な状況に陥っていること。従って、周旋開始の条件として、萩藩が禁門の変をおこした三家老・残党の処分を行うこと、および、

最悪の場合藩主父子の切腹を覚悟することを求めている。¹³これに対し、吉川家側は喜多岡が提示した周旋開始の条件を承諾し、改めて福岡藩に周旋活動を開始するよう依頼した。¹⁴

このように、長州出兵を平和裡に解決させようとする長州周旋活動は、喜多岡勇平を中心とする福岡藩によって着手された。しかし、九州諸藩の協力を得ることができず、単独で長州周旋に乗り出した福岡藩は、朝廷・幕府・諸藩から長州同気との嫌疑をかけられ、早くも周旋活動の中止を決定し、九月二十一日に萩藩へ絶交を通知するとともに、同二十三日には吉川家に対しても同じく絶交を通知した。¹⁵

この間の具体的経過は、次に掲げた、同僚の中村到¹⁷に宛てた元治元年十月十日付喜多岡勇平書翰¹⁸第二条により明らかとなる。

〔傍線箇所、以下同〕

一 昨日相模殿江罷出候処、此度讚州下京後、公武御疑一条、御直に申上候より、殊外御恐怖相増し、甚残念之次第、已後は是非共、御恐怖無之処に不奉解候半而は不相濟、何卒薩より一兩人も来り、聊公武御嫌疑御かまひ不被成候様、猶又御親睦一条等、毎事申出呉候得者、大に宜物をとの事に御座候、夫は何と歟致様も可有御坐と申上置候、兼而藤井江も、何卒下京いたし、宰相様江御安心之道申上呉候様話仕候処、小松帯刀上京いたし候は、と、の道自分も参筑仕度よし話も仕居申候、右之都合に付、早速貴兄同方江御光来被成下、全人下り出来不申候は、外可然人物見立差下し呉候様、御周旋可被下候、返々御尽力奉祈候、

十月四日に帰国した喜多岡は、同九日正義派の家老矢野相模のもとに至り、周旋活動中止の事情を知らされた。すなわち、周旋活動の中止は、先に長州周旋のため上京した家老小川讚岐が帰国し、福岡藩に対する朝廷・幕府嫌疑の事情を藩主黒田長溥に直接報告したことから、長溥がことのほか恐怖・動揺したことによるものであった。この決定による福岡藩尊攘派の失望は激しく、その対策として長溥の里でもある鹿児島藩に長溥説得を依頼する旨協議したことがわかる。

このように、福岡藩は単独で周旋活動を開始したものの、朝廷・幕府・諸藩の嫌疑によって藩主黒田長溥が動揺し、周旋活動の中止が決定された。

一方、家老小川の帰国後も京都に留まっていた喜多岡は、当時近衛家に付けられていた鹿兒島藩士藤井宮内と接触をはかり、政局に大きな発言権を有する鹿兒島藩から周旋活動への協力を取り付けていた。²⁰⁾

藤井の依頼により、九月晦日喜多岡は鹿兒島藩士高崎兵部を伴って岩国に入り、吉川家と鹿兒島藩の仲を取り持った。²¹⁾先に引用した、十月十日付喜多岡書翰第一条によると、この間の経過は次の通りである。

一 高崎伊太郎事朝稻兵助、浪速に而出会、同船に而、廿五日発坂、晦日岩着、私独歩城下に行、香川亮・横道八郎次に出会、薩之国論密話仕候処、大に相悦、早速家老申談、其夜直に湊に而右兩人出会、弥薩よりは山口江周旋取懸所に相成、香川は翌朝より、山口入込、香川總督監物殿江申入、朝稻は芸に引返置而、山口之便り相待所に話台相済み、私儀は朔日昼過同所出立帰国仕候、此一件於御国元は、先口外不仕、真藤登迄及内話、昨日相州因州迄御内話いたし、自然此儀程能調ひ、乍薩御国之真意行届候処に相成、若御不都合にも至り候は、私を深く御咎被下候は、御国御迷惑は有御座間敷旨申出候処、両所江は、聊か御頓着無御座候、薩よりの周旋届候ハ、此上之事は無之由、御悦喜之事に御座候、勿論薩より周旋いたし懸り居り候段ハ、御席中江も、上江も御直に申上候、同役中江も相話候処、聊不承知之廉無御座候。²²⁾

このように、喜多岡の斡旋によつて、この時期秋藩の対外的窓口となつていた岩国吉川家と鹿兒島藩の交渉経路が開かれ、鹿兒島藩は本格的に長州周旋活動に乗り出していくことになる。このことは、文久三年八月十八日の政変以後激しくなつていた、鹿兒島藩と秋藩の対立を緩和させる端緒となつたという意味において重要な出来事であつた。²³⁾

また、喜多岡のこの行動は、尊攘派の家老矢野相模・大音因幡を通して事後承諾は得られたものの、藩主の承認を得ない単独行動であつたことがわかる。

こうして長州周旋活動を開始した鹿兒島藩は、積極的に活動を推進した。その具体的活動内容は、十月二十一日付吉川家宛高崎兵部書翰⁽²⁴⁾によると、おおよそ次のようなものであった。

〔前略〕致著坂候処、幸同藩西郷吉之助輩兩三輩下坂いたし居、(尾張公)尤尾老公も御下坂、来廿二日御軍議、隨而近々御出馬、来月十日諸藩々責口へ屯集仕事之由、大騒動ニ御座候、右二付、(岩國)尊藩江参り、(吉川経幹)監物公是迄御尽力之次第、且此節山口江御出張、御周旋十二八九御趣意通り被相行候事、御巨細同藩有志中江も申触、(尾張)越・肥・尾辺江之各藩江も其段布告ニ相及候処、誠ニ望外之事と一同監物公之御忠誠ニ感服、此上ハ尊藩辺江御申立之趣、弥恭順を被為尽、罪ハ罪ニ服スル様の事なれハ、譬へ幕府如何程苛刻処置を申立候共、諸藩決而承知不致、飽迄尽力保護可申上と、一定之議論ニ御座候(後略)

このように、鹿兒島藩が進めていた周旋活動は、尾張(征長総督)・越前(同副総督)および肥後等の有力諸藩と相談し、萩藩が謝罪恭順するならば、幕府がいかに過酷な処置を主張しようともあくまで尽力保護するという、有力諸藩の合意を形成する方向で行われていた。

従って、萩藩自身が過激派の処分・五卿の移転・藩主父子の謝罪といった、諸藩が納得するような恭順の道を尽くせば、鹿兒島藩としても確実に寛大な処置となるよう周旋することが可能である旨を報じ、その実行を強く求めていた⁽²⁵⁾。

つまり、鹿兒島藩は諸藩の合意が幕命に優先するという論理をもって長州周旋に尽力していたこと、および、総督が未だ京・大坂に留まっている段階で、既に鹿兒島藩の主導によって長州出兵のシナリオがおおよそ出来上がっていたことが確認できる。

このことは、十二月二日に広島で行われた征長総督府と副総督府の会談においても、幕府より長州出兵の全権を委任された総督側は、京・大坂で立てた計画通りにことを進め、鹿兒島藩の方針と同様に、幕府の意向にかかわらず諸

藩の合意によつて長州出兵の処置を付けることを表明していた。²⁶

このような、征長総督府と鹿児島藩および有力諸藩との密接な関係は、長州出兵が鹿児島藩を中心とする有力諸藩の意向に左右されているという印象を強く与えていた。²⁷

ここで重要なことは、鹿児島藩が幕府に対抗する政治勢力として雄藩連合の形成を意図していたということであり、その構想が長州出兵をめぐる周旋活動の過程で明確な形で現れてきたということである。このことは、幕藩権力の解体を考へる場合重要な問題となるであろう。

以上のように、元治元年九月段階では困難な情勢のもと積極的に長州周旋の意向を示したのは福岡藩のみで、鹿児島藩をはじめとする九州諸藩は周旋活動に消極的であつた。²⁸従つて、福岡藩は単独で周旋活動に乗り出さざるをえず、朝廷・幕府・諸藩の嫌疑によつて藩主黒田長溥が恐怖・動揺し、九月末段階で福岡藩は周旋活動を中止することになる。

福岡藩独力での周旋活動には限界があり、鹿児島藩の協力なしには成功は期し難いと考えた喜多岡の斡旋によつて鹿児島藩が周旋活動に乗り出す。鹿児島藩は、諸藩の合意が幕命に優先するという論理をもつて活発な周旋活動を展開し、征長軍侵攻猶予を実現させる。つまり、福岡藩は率先して周旋に乗り出しながら、朝廷・幕府・諸藩の嫌疑を恐れて周旋活動を停止し、長州周旋の主導権を鹿児島藩に握られることになつた。

鹿児島藩の周旋活動によつて、萩藩は謝罪恭順の証として禁門の変の直接の指揮者であつた三家老・四参謀の処分を行い、征長軍の侵攻猶予が実現する。長州周旋の次の段階は、萩藩に謝罪の実を挙げさせ征長軍を解兵に導くことであつた。そのための条件が、(1)いかなる処分も受けることを誓約した藩主父子・三支藩主自筆の伏罪書の提出、(2)新築の山口城破却、および(3)長州における尊攘派の核となつていた三条実美以下五人の公卿（三条西季知・東久世通禧・四条隆謨・壬生基修）の移転・附属脱藩者の処分であつた。²⁹なかでも、(3)が最も困難な問題であり、周旋活動も

この点に終始する。

2 征長軍解兵

先述のように、福岡藩は朝廷・幕府・諸藩の嫌疑によって藩主黒田長溥が動揺し、周旋活動を中止した。しかし、喜多岡等による長溥説得工作が続けられ、一方で鹿児島藩による長州周旋の成果があがるにつれて長溥の恐怖心は薄らいだ見え、福岡藩は周旋活動を再開する。

先ず、十一月十四日長溥は小倉の副総督に対し、長州追討は萩藩悔悟の状を見極めた上で処置されんことを求める建白書を提出し、同十六日には同じ内容の建白書を、喜多岡を使者として広島の総督に提出した。また、吉川家に対しては、十一月十五日喜多岡をもって絶交の撤回を通知した。

このように、藩主黒田長溥の恐怖心・動揺を解きつつ、福岡藩は周旋活動を再開していった。しかし、周旋再開の最大の要因は鹿児島藩による周旋活動の成功にあつたと考えられる。

鹿児島藩による周旋活動が順調に進み、征長軍の解兵が目前という段階までこぎ着けていた矢先、長州諸隊が五卿を押し立てて長府へ移転し、征長軍解兵の条件となっていた五卿移転および五卿附属脱藩者の処分が困難な情勢となった。総督府においても速やかに征長軍を解くという方針から、五卿を五藩（福岡・熊本・鹿児島・佐賀・久留米）に預けるということで、五卿を説得することが決定された。

ここに、周旋活動再開により総督府に居合わせた、福岡藩の喜多岡が五卿説得交渉を福岡藩に一任するよう申し出、西郷の口添えによって十一月十九日総督府より五卿および附属脱藩者受取りに関する周旋が福岡藩に一任された。

しかし、喜多岡による五卿移転交渉は、長州諸隊の強硬な反対によって困難を極めた。すなわち、「五卿を他国に移転せしめらるゝことを、過激諸隊ハ漸次吾輩の筋骨を抜取り、終には亡国に至らしむる策なるへし、いよくさる次

第ならば、寧死守するにしかすと申居り、此上押て移転を促すときハ、忽ち事を敗るへき景状なれば、毛利家に処せらるへき譴責の極めて寛典なる事を予しめ申聞け、彼等の心を安んぜされは、到底目的を達しかたし」というように、長州諸隊の抵抗が激しく、十二月十日福岡藩は総督府に対し、用人加藤司書を通じて、萩藩に対する処分が寛大であることを予め諸隊に示さなければ、五卿移転の説得は困難であることを申し出ている。³⁶⁾

これに対し、総督府は、長谷川を萩に遣わし、萩本藩（毛利家）に直接五卿・諸隊に移転を促すよう命ずるとともに、若井を小倉に遣わして、新たに鹿児島・福岡藩の藩士に五卿移転を勧誘させることとした。また、福岡藩に対しては申出の聞き入れ難き旨を加藤司書に通知し、再度五卿移転および五卿従者の出身藩復帰に尽力するよう命じている。³⁷⁾

このように、福岡藩は征長軍解兵のための周旋活動において焦点となつた五卿移転交渉を総督より一任され、周旋活動を再開していくこととなる。しかし、五卿移転の説得交渉は困難を極め、福岡藩の周旋活動は期待した程の成果をあげることができなかった。

喜多岡による五卿移転説得交渉が長州諸隊の反対によつて暗礁に乗り上げた段階で、福岡藩は長州諸隊と友好関係にあつた月形洗蔵を中心とする福岡藩尊攘激派を周旋活動に投入し、事態の打開をはかろうとした。

十二月十日、総督府より直接五卿移転の勧誘を命じられた鹿児島・福岡藩の諸士とは、具体的には鹿児島藩西郷・福岡藩月形・早川等であつた。同十二日月形・早川は西郷と協議の上、長府功山寺に五卿を訪ねて移転を勧め、同十五日ついに十二月二十六日を期限として五卿に筑前転座を決意させることに成功した。³⁸⁾

この協議の内容は、西郷が副総督府の本多・酒井に語つたところによると、「元来五卿には、強て移転を拒まるゝの意あるにあらざれとも、彼の激輩を移転の後、萩本藩に於て或は苛酷の扱ひに及ふ事もあらんかとして、決答を遷延せらるゝよし故、筑前の早川養敬申談し、畢境事の調和を主として周旋する事なれば、移転せられし後に至り、苛酷の

扱ひに及ふなどのことは決してあるへからず」というように、五卿移転拒否の理由となつていた、移転後の萩藩庁による諸隊追討を防ぐため、鹿児島・福岡両藩が協力して萩本藩を説得するというもので、萩藩「正義派」・諸隊の側面支援という意味が込められたものであつた。⁴⁰

このように、難航を極めた五卿移転説得交渉は、西郷の協力を得た月形をはじめとする福岡藩尊攘激派の活動によつて実現を見た。

一方、十一月二十七日の段階で、再び福岡藩は五卿に対する説得交渉に関して諸藩の嫌疑を受け、大いに困惑している事情を総督府に報じていたが、⁴¹さらに、十二月十八日藩主黒田長溥は用人加藤司書を総督府に遣わし、次のようにな申し入れを行つた。⁴²

(前略)筑前藩加藤司書拙生の旅館(総督府君井致吉)に來り、五卿渡海の上は五藩へ分配する筈なりしに、近日更に五卿御一同を筑前一藩え預けらるへき議ありと聞けり、元來筑前は五卿の渡海を周旋するすら、已に諸藩の嫌疑を受け心配いたし居る事なるに、今又御一同を預るへしとありては、一藩必らず物議を起し、容易に折合ハさるへし、故に美濃守(黒田長溥)ハ決して御請に及はさるへしと申聞けし故、拙生、筑前侯へ五卿御一同を預らるへしとの議ハ、早川養敬五卿の冀望を承ハリ來りしより起れるなり、故に御異論あらは貴藩より直ちに五卿へ御断ハリとなるへき順序なりと答へし(後略)

このように、福岡藩では諸藩の嫌疑を受け心配の折りから、五卿一同を福岡藩に御預けということは到底受け入れ難き旨を伝えた。しかし、この五卿一同福岡藩移転は新たに投入した福岡藩尊攘激派の月形・早川が移転実現のため五卿の希望を入れてはかつたものであつた。

この件に関しては、鹿児島藩の吉井幸輔が中心となつて福岡藩の月形洗蔵と相談の上、副総督・鹿児島藩・熊本藩の三者にて福岡藩主黒田長溥を説得することになり、⁴³二十三日にいたつて一応説得に成功している。⁴⁴

このように、福岡藩（藩主黒田長溥）は諸藩の嫌疑により再び動揺を見せ、五卿周旋より手を引くことを考えていた。他方、新たに周旋活動に投入された福岡藩尊攘激派は、福岡藩の方針とは異なる独自の行動を取りはじめており、福岡藩にとつては容認しがたい事態となりつつあった。

ところが、ようやく五卿に対する移転説得に成功した五日後、十二月二十日になって月形は五卿に面会し移転の延期を要請した。すなわち、「一解兵之事、一削土無之様之事、一国内鎮撫之道相立候事、右三ヶ条実功不相立てハ、対長州家美濃守御引受難被申」というように、月形は長州寛典の三ヶ条を総督府が確約するまで移転しないよう五卿に告げ、しかも、これが福岡藩主黒田長溥の方針であることを強調した。さらに、五卿移転に長州諸隊が納得しない場合は、福岡藩は五卿を引き受けないこと、および、五卿一同の福岡藩移転（同寓）は、総督・副総督・鹿兒島藩・熊本藩と福岡藩主黒田長溥が協議の上決定したものであることを説明した。⁽⁴⁵⁾

この五卿移転延期要請は、これまでの経過から考えて、嫌疑を恐れる福岡藩の藩論とは考えられない。藩主黒田長溥は、朝廷・幕府・諸藩よりの嫌疑に動揺し、周旋活動から手を引くことさえ考えており、この段階で長州諸隊に同情的ないしはこれを援助するような提案を持ち出すとは考えられない。⁽⁴⁶⁾

そこで、慶応元年（一八六五）一月三日付の月形洗藏宛矢野相模書翰を見てみると、矢野は、(1)五卿渡海については月形の存念どうりに運ばず心外であること、(2)一日も早く五卿渡海然るべしというのが藩庁の決議であること、(3)秋藩・長府支藩も五卿渡海を急いでいるので、今後格別の手入れは不要であるというのが評議の結果であり、月形の計画とは異つたものとなつたこと、(4)五卿渡海後の秋藩庁の処置にかかわらず帰郷すべしというのが藩主長溥の意志である、という福岡藩の決定を月形に伝えている。⁽⁴⁷⁾これにより、月形の意図は五卿移転を延期して長州諸隊の窮状を側面から援護しようとするところにあつたと考えられる。⁽⁴⁸⁾

このことから、五卿移転延期は、月形の専断によるもので、長溥の意図ではなかつたと思われる。⁽⁴⁹⁾長州諸隊と友好

関係にあった月形を中心とする福岡藩尊攘激派が、五卿移転問題を利用して危機的状況にある長州諸隊を援護しようとしたものと考えられる。しかし、この移転阻止は鹿兒島藩の反対、萩藩「正義派」七士の処刑、および諸隊の五卿放棄への方針転換⁽⁴⁰⁾によって意味をなくし、移転実現にいたると解すべきではないかと考える。福岡藩(藩主黒田長濤)と尊攘激派の思惑の相違を十分考慮する必要がある。

ともあれ、五卿移転説得交渉の成功により、総督は十二月二十七日長州出兵諸藩に征長軍の解兵を命じ、翌慶応元年一月十四日五卿は長府を発ち筑前へ移転した。⁽⁴²⁾これによって、長州出兵は戦闘を交えることなく幕を閉じ、内乱の危機は回避された。

征長総督より幕府への復命書は、(1)萩藩より三家老の首級を差し出させ、四参謀の斬首を確認したこと、(2)藩主父子の寺院蟄居を確認したこと、(3)藩主父子および三支藩よりいかなる処分も受ける旨の自判の証書を提出させたこと、(4)新築の山口城を破却させたこと、(5)五卿は五藩へ分配しお預けとなる筈のこと、(6)長防領内人民謹慎恭順の状を確認したこと、という罪状の確認によって征長軍を解いたことを報告している。

さらに、この処置は、「諸藩ノ見込ヲモ承リ、篤ト折衷仕候処、結局別紙ノ御処置ニ相成候方、至極ノ御為ト一決存詰候義ニ御座候、若是ヨリ超候御処置ニ相成候ハ、当今ノ形勢不思議ヲ生シ可申、左様相成候ハ、段々増長、遂ニ天下ノ大乱ヲモ引出兼申間敷」というように、朝廷・幕府のため諸藩との合議により決定したものであり、これ以上の処置は破談となり天下の大乱とも成りかねぬことを説いている。

また、同時に天下の安危に関わるとして、長州処分案をも提示しているが、その内容は、(1)藩主父子隠居、(2)十万石削除、(3)三支藩の処分というものである。しかし、その添書には、十万石削減分は萩藩に預け、三支藩処分は本藩鎮静への尽力を考慮し、吉川家へは本藩鎮撫の尽力に対し何らかの沙汰を行うべきことを求めており、実質的には藩主父子の隠居によって処分を済ませようとする著しく寛大なものであった。⁽⁴³⁾このことが、再度の長州出兵令、長州戦争

へと展開して行く原因となった。

IV むすび

福岡藩が元治元年（一八六四）八月という、禁門の変・長州出兵令発動後の緊迫し且つ困難な情勢のもと、藩を挙げて積極的に長州周旋活動に乗り出していった背景として次のことが指摘できる。

先ず、福岡藩の場合文久三年（一八六三）以来の公武周旋活動の不調をふまえ、藩主黒田長溥をはじめとして勢力挽回の機会、すなわち中央政局に対する影響力拡大の機会を狙っていた。また、禁門の変後尊攘勢力の拠点となった長州との連携を深めることにより勢力拡大を計りつつあった福岡藩尊攘派は、窮地に陥った長州尊攘勢力の救援を緊急の課題とし、藩庁へも働きかけを強めていた。つまり、両者の思惑が一致したところに長州周旋という目的に向かつて藩をまとめあげる原動力があり、このことが諸藩に先駆け長州周旋に乗り出す契機となった。

さらに、黒田家は藩初以来吉川家と友好関係を保っており、福岡藩尊攘派は長州尊攘勢力と親密な関係にあつて、⁽⁵⁴⁾長州との確実な交渉ルートを持っていた。また、藩主黒田長溥は島津家の出身であり、⁽⁵⁵⁾嘉永期以来福岡藩尊攘派は鹿児島藩精忠組と親密な関係にあつた。⁽⁵⁷⁾長州周旋活動の成功は、この筑長関係および筑薩関係を抜きにしては考えられない。

最後に、幕末政治史上における長州周旋活動の意義として次のことが指摘できる。

第一に、元治期の長州出兵をめぐる周旋活動を通して、従来の幕藩関係と異なる論理が明確な形で登場してきた。すなわち、諸藩の合意が幕命に優先する、名分の立たない幕命は拒否できるといった論理が、特に鹿児島藩を初めとする有力諸藩のなかに明確な形で打ち出されてきていた。このことは、幕府に対抗する政治勢力として鹿児島藩を中心とする有力諸藩の連合が指定されたことを意味している。

第二に、長州周旋活動における福岡藩尊攘派の動向の中に、薩長和解の方向性が示されていた。⁽⁵⁸⁾このことは、第一の点と相まって、慶応期の政局を規定する薩長連合を軸とした雄藩連合の枠組みが形成されつつあったことを示しており、幕藩権力の解体を考える上で重要な問題となるであろう。

第三に、長州周旋活動にいち早く乗り出した福岡藩においては、幕藩権力内部での孤立を恐れる藩主黒田長溥と、薩長等の雄藩との連携を求め独自の行動を取りはじめた尊攘激派およびこれに同情的な正義派の間の溝が深まり、藩内の対立が表面化した。この対立は、長州周旋の成果を否定した慶応元年（一八六五）四月の幕府による長州再征令を契機に破局を迎え、福岡藩尊攘激派・正義派は「乙丑の獄」と呼ばれる弾圧によって葬り去られた。このことは、福岡藩が雄藩連合路線を放棄し幕府追従を決定したことを意味し、この後政局の表舞台より姿を消すこととなった。

第四に、長州周旋における、福岡藩の先駆的役割は『維新史』をはじめ早くから指摘されながら、これまで研究史の中に位置づけられなかった。このことは、従来藩主黒田長溥に体现される藩の動向と、月形洗蔵を中心とする尊攘激派の行動が明確に区別されず、福岡藩の動向として一括して捉えようとしたために混乱を生じ、明確な意義付けを与えることができなかったことによると考えられる。藩の動向を藩主の動向として捉えることも重要であるが、この時期は藩主の動きを押さえるだけでは十分に実態を把握できず、尊攘派等の藩内諸勢力の動きをも考慮することが必要であると考ええる。

第五に、従来幕藩権力解体の画期として第二次征長における、幕命に応じない諸藩の動向と幕軍の敗北に求める見解が通説となっている。しかし、第二次征長自体第一次征長の解兵条件から派生したものであり、諸藩の合意が幕命に優先するという論理も長州周旋交渉の過程で明確な形で半ば公然と主張されるようになることを考え合わせると、幕藩権力の解体を考える場合、第一次征長における長州周旋活動が大きな画期となっていたことに注目する必要がある。

註

- (1) 近年の研究成果として、小野正雄「幕藩権力の解体」(『大系・日本国家史3 近世』) 八東京大学出版会、一九七五年十一月)、同「幕藩権力の解体と幕府の外交政策」(『歴史評論』三四八号、一九七九年四月)、同「幕藩権力の解体過程」(『歴史学研究』四九一号、一九八一年四月)、同「幕藩権力解体期の藩の動向」(『歴史学研究』五七五号、一九八七年十二月)、青山忠正「長州藩元治の内乱をめぐる政治状況」(『歴史』五八輯、一九八二年六月)、同「慶応元年將軍進発令と政局」(『国史談話会雑誌』二三号、一九八二年二月)、同「慶応期の政治過程と討幕」(『日本史研究』二八三号、一九八六年三月)、同「薩長盟約の成立とその背景」(『歴史学研究』五五七号、一九八六年八月)等あげることができる。
- (2) 田中彰「明治維新政治史研究」(青木書店、一九六五年)、芝原拓自「明治維新の権力基盤」(御茶の水書房、一九六五年)、井上勝生「長州における政治的転成の過程」(『日本史研究』一一〇号、一九七〇年三月)、同「長州における政治的構造の現状分析」(『日本史研究』一一三号、一九七〇年七月)等。
- (3) 前掲青山忠正「長州藩元治の内乱をめぐる政治状況」。
- (4) この時期の福岡藩の政治情勢を扱ったものとして、檜垣元吉「福岡藩政史の研究―幕末の情勢―」(『史淵』六九輯、一九五六年六月)、西尾陽太郎「黒田長溥と筑前勤王派」(『史淵』九八輯、一九六七年三月)、同「幕末筑前藩の動向」(『九州史学』四〇号、一九六七年八月)、井上忠「筑前藩の五卿周旋運動について」(『福岡大学人文論叢』六一・二・三、一九七四年十一月)等の研究がある。また、近年基本資料ともいえる「従二位黒田長溥公伝」(『黒田家譜第六巻』、文献出版、一九八三年)が翻刻されたこともあり、おおよその動向を押さえることが可能である。しかし、未刊の史料は必ずしも十分には活用されておらず、なお十分とは言えない。
- (5) 前掲小野正雄「幕藩権力解体期の藩の動向」。
- (6) 前掲小野正雄「幕藩権力の解体」。
- (7) この時期の政治状況に関しては、前掲註(1)の論文等参照。
- (8) 当時因循派・過激派と区別し、自らを正義派と称した(『覚』) 八九州大学九州文化史研究施設所蔵三奈木黒田家文書一五〇一) 所収慶応元年三月家老中建議書等)。
- (9) 福岡藩の動向に関しては、「従二位黒田長溥公伝」、長野誠編「送迎解釈紀事」(九州大学附属図書館所蔵)、井上忠編

〔月形洗蔵関係書翰(一)・(二)・(三)〕(「福岡大学人文論叢」四一・二・三、一九七二年六月・九月・十二月)等参照。
(10) 『修訂防長回天史第四編下』八末松謙澄、一九二二年√五二一六八頁、『吉川経幹周旋記二』(日本史籍協会叢書)五六
〇五八頁。

(11) 『吉川経幹周旋記一』(日本史籍協会叢書)三七四頁。

(12) 『吉川経幹周旋記一』三七四〇三七六頁。

(13) 『吉川経幹周旋記一』四五三〇四五五頁。

(14) 『吉川経幹周旋記一』四五五・四五六、四五八・四五九、四九〇〇四五二頁。

(15) 例えば、朝廷側からは、黒田家と姻戚関係にあった二条家から関白二条斉敬の意向として、次のような内慮が福岡藩
の在京家臣に伝えられた。「隣端之事故無餘儀事情も可有之候へ共、是迄追々尽力有之候得共、其意一円不相用、此節之
挙動ニ至候折柄、貴藩而已義理合を被_レ罷、御追討も被_レ仰出候末、使者被_レ差越候儀、如何之趣意ニ候哉、甚不審之次第也、
若悔悟を被_レ勸、訖度一切被_レ立候趣意杯申触候時ハ、忽諸藩之悪ミを可_レ被_レ受儀ハ必然之儀ニ而、又致悔悟候儀、貴藩より建
白ニ相成候共御採用ハ有之間鋪、却而不都合之儀ニ可_レ相至、其上是迄周旋有之候証も不相見候処、又候此度周旋ニ被_レ拘
り合ニ而ハ、親戚之関白ニおひても別而難_レ涉之次第ニ付、此後使者之往復は控ニ相成度候」(長野誠編「送迎解積紀事」
卷之二)。このように、強い口調で福岡藩の周旋活動に警告を発する内容であった。

また、幕府側の意向としては、同様に黒田家と姻戚関係にある一橋家に対し、周旋活動に対する徳川慶喜の内慮を福
岡藩が問い合わせたところ、同家の原市之進から、「訖度周旋相整候ハ、御安心之道ニ至可_レ申候、其周旋大膳父子ハ切
腹、過激之輩ハ悉皆道付有之、正義之者助命を乞候而、国端ニ而少々ニ而も御渡被_レ下候様相願程ニ被_レ行届候ハ、御尽
力之程訖度相貫可_レ申、若右之通不被_レ行届之節ハ不都合ニ可_レ相成と存候」(同史料)というように、周旋の内容に対して厳
しい注文が付けられている。

双方とも、実際には必ずしも朝廷・幕府の意向とは言えない。しかし、ともに朝廷・幕府の有力者であり、しかも黒
田家と姻戚関係にあり、福岡藩の動向に大きな影響力をもっていた。従って、少なくとも福岡藩(黒田家)にとつては朝
廷・幕府の意向として重要視されたことは確かである。

(16) 『吉川経幹周旋記一』五四〇・五四一、五三三・五三六、五四一〇四五五頁。

九月晦日付の吉川家用人境與一郎宛福岡藩土櫛田角右衛門書翰には、「御藩江は、旧来深御因之訳も有之候ニ付、是迄

は追々御往復致居候処、近来ニ至リ朝暮之御疑、諸藩之嫌疑弥増深ク相成候付、此儘ニ押移候而ハ御双方之御為大ニ不可然候付、(同書五四二頁)とあり、絶交の理由が周旋活動に対する朝廷・幕府・諸藩の嫌疑にあつたことを明確に指摘していた。

(17) 慶応元年十月二十三日の処分の際は、前京都閣役(綱領)△黒田家譜第七卷上、文献出版、一九八四年▽)とあり、「松浦格弥翁筆記」(高原文書一二八八)には右筆中頭取御用懸とある。中村は、後に松浦格弥厚と名を改めた。

(18) 『喜多岡勇平遭難遺蹟』(江島茂逸編輯発行、一九〇六年)。

(19) 藤井は、嘉永二年お由良騒動の際、福岡藩に逃れ藩主黒田長溥にかくまわれた四士の一人である。工藤左門の変名で文久元年まで福岡藩内に滞在した。この間、福岡藩尊攘派の諸士と交流し、喜多岡とは懇意の間柄であつた(山内修一「葛城彦一伝」△葛城彦一伝編輯所、一九三五年▽第七・八・九章および同書附録「贈正五位藤井良蔵小伝」、「従二位黒田長溥公伝上」八四〜一四八頁)。

(20) 『吉川経幹周旋記一』五四八〜五五〇頁。

(21) 『吉川経幹周旋記一』五五〇〜五五八頁。

また、当時周旋活動に奔走中の鹿兒島藩と連絡を密にするため京都の鹿兒島藩邸に滞在していた吉川家人用入境與一郎が、十一月十三日付で岩国の吉川家中に宛てた書翰によると、「高崎申分ニ、兼而は岩国罷越長州形勢探索之心得ニ御座候処、段々吉川公御尽力被成候故、深奉汗佩、乍不及屹度御周旋仕候心得ニ而、帰京後大ニ出精仕候、此段貴公迄御内話致置候、初メ岩国参候時は全く御周旋心ハ無之、尤喜多岡勇平方は周旋之処一途ニ相頼候得共、先ツ防長之形勢次第と返答致置候位之事ニ御座候」(『吉川経幹周旋記二』一七四頁)とあり、九月晦日の段階では、鹿兒島藩は未だ積極的に長州周旋活動に乗り出す意志はなかつたことがわかる。

これらの史料によって、喜多岡勇平の説得・吉川経幹との会談によって鹿兒島藩が長州周旋に動いていった経過が理解できる。しかし、鹿兒島藩が周旋活動に動いた背景として、参与会議解体後の幕府との対立を考慮しておく必要がある。

(22) 『喜多岡勇平遭難遺蹟』。

(23) 萩藩では「薩賊會奸」と唱えて鹿兒島藩を敵視しており、枝族とはいえ吉川家を通して鹿兒島藩と萩藩との交渉経路が開かれたことは、慶応期の政局を大きく規定する薩長盟約成立の前提として重大な意義をもつと考えられる。

(24) (25) 『吉川経幹周旋記一』三三〜三七頁。

また、前掲十一月十三日付境與一郎書翰は、朝廷・幕府に対する鹿兒島藩小松帯刀による周旋活動の様子を岩国に報じている。

(26) 「征長出陣記」(日本史籍協会叢書「幕府征長記録」所収四六七・四六八頁)。

(27) 例えば、十二月十二日付熊本藩主舎弟長岡良之助宛一橋慶喜書翰(改訂肥後藩国事史料「卷五」)には、「總督之英氣至而薄く、芋によひ候は酒よりも甚敷との説、芋之銘は大島(西郷隆盛)とか申由」とある。また、「征長出陣記」には、十二月四日に幕府大目附永井が副総督府の本多・酒井に語ったところとして「此節惣督専ら諸藩の説を容れて事を図らるゝなり、諸藩の説を容れらるゝを宜しからすとはあらねと、其一方にのミ傾き自分とは何事も相談に及はれず、たまゝ自分ともより申出る旨ありても聞入れられず」(同書四七一頁)とある。

このように、長州出兵の主導権は鹿兒島藩をはじめとする有力諸藩の影響下にあつた。

(28) 例えば、鹿兒島藩の西郷は長州処分に關し、元治元年九月七日付大久保宛書翰において、「長州御征討の義に付ては、(中略)是非兵力を以相迫、其上降を乞候は、纔に領地を與、東国辺え國替迄は不被仰付候ては、往先御国の災害を成し、御手の延兼候義も難計、」(『大西郷全集第一卷』△平凡社、一九二六年▽四七二〜四七三頁)というように、厳しい処分を考へていた。

(29) 「征長出陣記」四四四〜四四八頁。

(30) 前掲中村宛喜多岡書翰の第三条に、「去四日着、直に御席(家老格)に而、岩国京師兩事体、一々申上候様との事に付、一事も不残棚卸(二三条書本末)しいたし、殊に京御屋敷内は、北小路申分計り御信仰に而、全人金取り主義にて様々無謂儀申立、驚かし居候杯、御嫌疑恐怖之起りし次第申出候処、御壹人も手持無沙汰之御模様(不川野郎)に而、夫は立後に至り、大に和き候と歎の御咄に御坐候、跡に而召御坐候に付、其前因州殿迄申出、最前申上候通、聊無遠慮申上候而可然哉と相伺候処、御恐怖御解被遊、御安心被為出来候様、不殘申上可然との事に付、猶又先より之巨細之事迄、棚卸(振脱カ)いたし候処、大分御解被遊、爰に元よりは大に京師ハ都合宜、猶又御勘考被遊との仰に御坐候、」(喜多岡勇平遭難遺蹟)とあり、大音因幡・喜多岡等による長溥説得の努力が続けられていたことがわかる。また、前掲引用の同書翰第二条後半部に見えるように、矢野相模・喜多岡によって、鹿兒島藩側からの長溥説得工作も進められていた。

(31) 「征長出陣記」四二四・四二五頁。

(32) 「從二位黒田長溥公伝上」四七八・四七九頁、『吉川経幹周旋記二』一四八〜一五一頁。

- (33) 『吉川経幹周旋記二』一二三〜一二六頁。
- (34) 『大西郷全集第一卷』五九一〜六〇〇頁。
- (35) 同右、「水野溪雲斎日記」(山口県文書館所蔵「毛利家文庫」所収)、「從二位黒田長溥公伝上」五一四・五一五頁、「吉川経幹周旋記二」一五四・一五五頁。
- また、十一月十九日、喜多岡は総督府への出頭を前にした吉川監物に対し、前夜総督府における評議の内容を内通した。吉川は、五卿問題は萩藩藩主父子にとつても心痛の旨を伝え、この問題に対する福岡藩の尽力を求めた。これに対し、喜多岡は福岡藩の尽力を約束した(『吉川経幹周旋記二』一五三・一五四頁)。
- (36) 「征長出陣記」四八七〜四八九頁。
- (37) 「吉川経幹周旋記二」二八八・二八九頁。
- (38) 「吉川経幹周旋記二」二九一・二九二頁、「征長出陣記」四九七〜四九九頁、「從二位黒田長溥公伝上」五三〇・五三一頁。
- (40) 「征長出陣記」四九〇・四九二頁。
この内容には、「激輩の首領」すなわち五卿附属脱藩者の中心人物中岡慎太郎も納得し五卿の移転を了承した。
また、月形が説得に際し五卿に提示した書面によると、萩に幽閉されていた前田以下のいわゆる「正義派」諸士の解放、つまり萩藩「正義派」・諸隊の支援という意味が込められていた(『吉川経幹周旋記二』二九一・二九二頁)。
- (41) 「征長出陣記」四五八〜四六〇頁。
福岡藩喜多岡・河村主幹等よりこのことを告げられた総督府若井歙吉は、「最初此事を引請し時とは大に其趣を異にせるなり」・嫌疑云々曖昧なることを申出甚以て前後相違せり」というように、副総督府本多修理に対し福岡藩への不信感を漏らしている。
- (42) 「征長出陣記」五〇〇・五〇二頁。
- (43) 「征長出陣記」五〇一〜五〇三頁。
- (44) 「征長出陣記」五〇六〜五〇七頁。
但し、黒田長溥が五卿の筑前受け入れを受諾したのは、あくまで征長総督・副総督の命によるものであり、しかも五藩分離までの一時的受け入れであり、且つ五藩の共同警備を条件としたものであった。
- (45) 「水野溪雲斎日記」。

この五卿移転延期要請は、青山氏も問題とされ、「史料的に理由を明らかにできないが、おそらく藩内において、五卿移転交渉と受け入れをめぐって混乱・対立が生じ、その收拾との関わりから五卿移転延期そのものの必要が生じたのであろう。そしてその延期理由と責任を一旦は他に転嫁すべく、さきにみたように喜多岡の口を通じて巡見使先発長谷川に、諸隊の反対によって移転が遅れている旨を告げ、それを契機に長州藩庁側が諸隊『追討』を総督府に申達したのち（すなわち、五卿移転の遅延は諸隊のせいであることが公認されたのち）、あらためて適当な理由を付して五卿側に延期を要請、了承させたものと思われる。」との推測を展開しておられる（前掲「長州藩元治の内乱をめぐる政治状況」七五～七七頁）。

しかし、本稿の検討によって明らかのように、五卿移転延期要請は福岡藩が意図的に長州諸隊に責任を転嫁して五卿の筑前移転を回避しようとしたのではなく、萩藩尊攘派と友好関係にあった福岡藩尊攘派が、五卿移転問題を利用して萩藩庁（保守派）に圧力をかけ、窮地に陥った萩藩尊攘派を側面から援助しようとしたものと考えられる。

(46) 例えば、慶応元年一月五日小倉の大坂屋に副総督府および五藩が会し、五卿受取について協議した際、福岡藩が提出した手続書によると、福岡藩は征長総督の命により一時的に五卿を萩藩より受け取るのであって、あくまで五藩の「相受持」すなわち共同責任であることの確認を求め、決して福岡藩だけが五卿を受け取るのではないことを強調している（「征長出陣記」五三二～五三四頁、『改訂肥後藩国事史料五』六二〇～六二五頁には一月四日とある）。

また、五卿側も福岡藩の方針が月形等の周旋と異なるのではないかとの疑念を抱き、藩主黒田長溥の書翰又は重臣の迎えを要求している（「回天実記」一〇〇『野史台維新史料叢書二十三』東京大学出版会、一九七二年〇一六八～一七〇頁）。

(47) 井上忠編「月形洗蔵関係書翰（三）」一四〇・一四一頁。

(48) 元治元年十二月十五日、喜多岡勇平・建部武彦・浅香一策等は秋天樹院にて萩藩主毛利敬親と会し、前田孫右衛門・榎崎弥八郎等のいわゆる「正義派」諸士の罪を許しこれを登用することを求めた（「修訂防長回天史第四編下」四〇八・四〇九頁）。さらに、同二十日には岩国に入り、鹿児島藩の西郷隆盛・税所長蔵とともに、幽閉中の前田・榎崎等に苛酷の処置を行わず上下協同・国内一和に尽力するよう吉川家に要求した（「吉川経幹周旋記二」二八一～二八四頁）。

また、慶応元年一月二日、月形洗蔵・伊丹真一郎は岩国に入り吉川家用人横道・塩谷と会談し、(1)吉川家および三支藩が相談し諸隊と「一和」すべきこと、(2)秋本藩要路の役人を更迭し根来上総・井原主計のような中立の人材を登用すべきこと、(3)諸隊窮迫に付き七・八〇〇〇両程吉川家より援助すべきことの三ヶ条を申し入れた（「吉川経幹周旋記二」三六七～三六九頁）。

このように、福岡藩尊攘派は、精力的に萩藩「正義派」・諸隊の救援活動を展開しており、五卿移転延期要請もその一環であつたと考えることができる。

- (49) 福岡藩尊攘派の中でも穏健派に属し、喜多岡とともに文久三年・元治元年の長州周旋活動に従事した戸川佐五左衛門正章は、自らの体験および記録をもとに、「勤王概辨奸曲始末」(九州大学文学部九州文化史研究施設所蔵写本)という編年史を残している。

これによると、^(慶応元年)一月五日建部武彦万代安之允一同ニ黒崎へ越しぬ、斯る折から、早川養敬黒崎ニ来り、近々渡海の筈なりしニ、三条殿方四ヶ条望有之、右之書面を君公の御自筆ニ而申請愈安堵之上渡海すへきとの趣なり、然ニ黒崎出張之重役ニ八河村主鈴来れり、同人等断合見るニ、此事甚以六ツヶ敷かるへし、とても君公御自筆ニ而御渡可有とも不覚、如何すへきやとて様々評議しぬれとも、決する事なし、(中略)かの四ヶ条を洗蔵衛等自ら書ととのへ、則寡君其心得と云ことを奥書し楠左衛門ニ渡し、漸渡海と云ニハいたりぬ、(中略)何様三人の者共のなせし事とも二ツとして意に合ふる事なく、又衛養敬へも何やらむ不快之趣相頭れ私言のミして打明す事少く、将又五卿を虚をもつて語ひ越したる事なれハ、政府の意と齟齬して合ふる事少なし、というように、五卿移転の最終局面においても、月形・早川・筑紫等尊攘激派は福岡藩の方針に反して独自の行動をとり、五卿を筑前に迎え入れたことが指摘されている。

このような、福岡藩尊攘激派の行動が尊攘激派のみならず、激派に同情的な藩庁内の正義派をも危機に陥れ、長州再征令を契機として慶応元年五月以降実施される尊攘派弾圧、すなわち「乙丑の獄」の原因となつていく。

- (50) 青山氏は、元治元年十二月二十九日の在長府五卿警備御楯隊の撤収をもつて、諸隊が完全に五卿を放棄したことを意味するとの評価を下しておられる(前掲「長州藩元治の内乱をめぐる政治状況」七七・七八頁)。

- (51) 「督府征長紀事」一六七・一六八頁。

- (52) 「回天実記」一七〇〜一七一頁、伊藤権兵衛「五卿請取警衛出役日記」(九州大学附属図書館蔵)。

その後、五卿の取扱いについては、五卿一同の領内受け入れはあくまで一時的なもので速やかに五藩に分離することを主張する福岡藩(藩主長薄)と、五卿の領内(大宰府)同居・五藩の共同警備を主張する鹿児島藩および福岡藩尊攘激派の間で確執があるが、結局鹿児島藩に押し切られる形で大宰府での五卿同居が実現する。

- (53) 「督府征長紀事」一八三〜一九一頁。

- (54) 吉川広家と黒田如水が親子の誼を結んで以来の友好関係を保持していたという。

(55) 文久期より萩藩尊攘派と月形洗蔵を中心とする福岡藩尊攘激派との交流は盛んであった。長州周旋期には、福岡藩を脱藩して長州に入り三条実美の側近となっていた福岡藩尊攘激派の中村圓太(江島茂逸)「福岡藩殉難士中村圓太概積」(山口県文書館所蔵毛利家文庫所収)、同「贈正四位中村圓太伝」(『野史台維新史料叢書十一』東京大学出版会、一九七四年)等を介した長州諸隊との人脈が周旋活動において有効に機能した(前掲「月形洗蔵関係書翰」、「從二位黒田長溥公伝」)。

(56) 黒田長溥は島津重豪の第九子で、島津斉彬の大叔父にあたる。

(57) 島津斉彬襲封をめぐるお由良騒動の際、四士が来筑して以来の親密な関係にあった(註(19)参照)。

また、文久三年の公武周旋活動に際しても、福岡藩は鹿児島藩との協力関係を一つの柱としていた(從二位黒田長溥公伝上)。

(58) 例えば、元治元年十二月二十日岩国において、喜多岡等とともに吉川経幹に面会した西郷は、今度の長州周旋活動は薩筑の協力によるものであり、今後とも長州処分が寛大なものとなるように薩筑一致して尽力する旨を述べている(吉川経幹周旋記二「二八一〜二八五頁」)。

(59) 青山氏は、慶応二年一月のいわゆる薩長盟約成立の背景を検討し、鹿児島藩による九州諸藩連合の画策および萩藩による中国諸藩糾合という諸藩連絡路線の集約点として薩長盟約を位置づける必要性を指摘された(前掲青山忠正「薩長盟約の成立とその背景」)。

このような、薩長盟約に代表される諸藩連合の動向を考える場合、本稿で検討したような、第一次長州出兵をめぐる長州周旋活動における鹿児島藩を中心とした有力諸藩の動向、すなわち、西国有力諸藩の連合によって幕府に対抗しようとする活動を考慮する必要があるであろう。